

林野火災注意報・林野火災警報の運用を始めます

～林野火災予防のルールが新しくなります！！～

豊岡市火災予防条例の一部を改正し、林野火災の予防のため危険な気象状況になった際の注意喚起の方策として「林野火災注意報」を発令できるようにした。加えて強風注意報が発令されるなど、林野火災の危険性が一層高まった場合「林野火災警報」を発令し、防火指導の強化や火の使用制限を行う。

1 運用開始日

令和8年1月1日

2 発令区域

豊岡市全域

3 林野火災注意報について

(1) 発令基準

次のいずれかに該当する場合に発令する。ただし、降雨又は降雪などの気象状況によっては発令しないことがある。

- ア 発令日の前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、発令日前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下である場合
- イ 発令日の前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発令されている場合

(2) 防火指導

- ア 火災の発生のおそれのある行為の禁止、停止の要請を行う。
- イ 消防車による警戒パトロールを実施する。

(3) 注意報発令中の火の使用制限（努力義務）

- ア 山林、原野等において火入れをしないこと
- イ 煙火を消費しないこと
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- エ 屋外においては、引火性、発火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- オ 山林、原野などの場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域において喫煙をしないこと
- カ 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること

(4) 罰則

なし

4 林野火災警報について

(1) 発令基準

林野火災注意報の発令基準のいずれかに該当し、かつ強風注意報が発表され、気象の状況の悪化が見込まれるときに発令する。

(2) 防火指導

内容は、林野火災注意報と同様

(3) 警報発令中の火の使用制限（義務）

内容は、林野火災注意報と同様

(4) 罰則

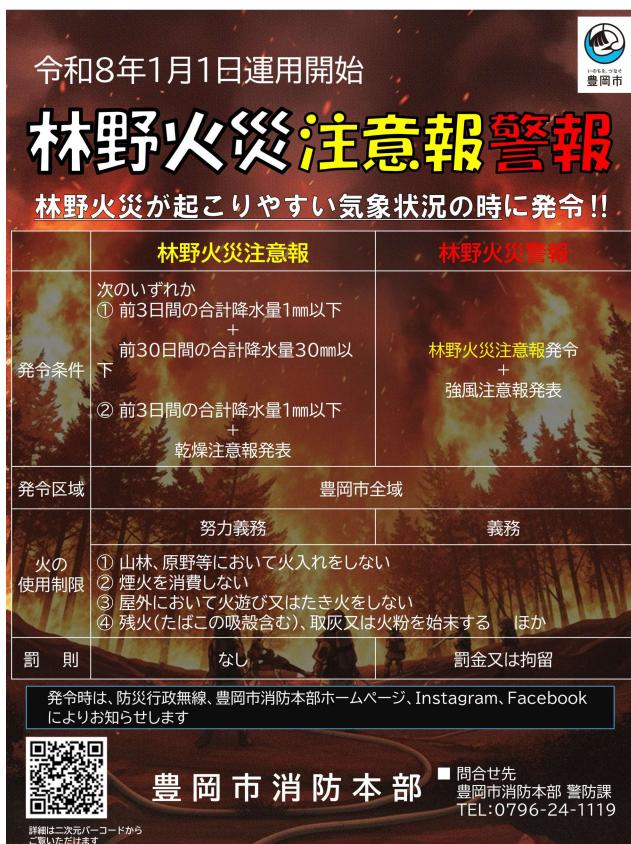
あり（罰金又は拘留）

5 発令時の市民周知について

防災行政無線、消防本部ホームページ、SNS（インスタグラム、フェイスブック）を活用する。

6 その他

市民への周知として市役所、各振興局、地域コミュニティへ次のポスターを掲出する。



[問合せ] 豊岡市消防本部警防課 TEL0796-24-8087 (直通)

担当 井上・土肥 (内線 3802)